

政 策 提 言

(平成24年度)

提言1 東日本大震災の教訓・課題を踏まえた
エネルギー政策及び防災対策について

提言2 産業の振興による雇用創出について

提言3 人口減少社会への対応について

平成25年3月18日

山 形 県 議 会

提言にあたって

本県議会は、平成13年度から、他都道府県議会に先駆けて「知事への政策提言」を行ってきた。

「知事への政策提言」は、地方分権時代の到来に合わせ、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会が、県政の監視・評価に加え、政策を立案し提言することが県勢の発展や県民の福祉の向上にとって極めて重要であるとの認識に立って、実施してきたものである。

その一方で、平成18年12月の地方分権改革法の成立を契機に、地方自治法が数次にわたって改正され、地方議会の自己決定権はさらに拡大されてきている。

このような時代の要請に対応するため、本県議会においては、従来の「知事への政策提言」の枠組みを見直し、今年度新たに、特別委員会の場において通年審議を行った上で、全議員をもって構成する政策提言会議において、真に議会の総意となる政策提言を決定することとしたところである。

また、提言内容を審議する3つの特別委員会は、各委員長・副委員長のリーダーシップのもとで、外部の専門的知見や委員間討議を積極的に取り入れるとともに、意思形成過程を県執行部や県民にも広く公開しながら、開催されたところである。

知事をはじめとする執行部におかれては、本提言が議会の総意として取りまとめられたものであることを真摯に受け止め、具体的な施策に反映されるよう強く望むものである。

平成25年3月18日

山形県議会議長 平 弘 造

提言 1 東日本大震災の教訓・課題を踏まえたエネルギー政策 及び防災対策について

1 提言の背景・趣旨

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に原子力発電への否定的な反応が広がる中、本議会に設置された東日本大震災対策特別委員会は、「原発休止等により失われる電力は、新しいエネルギーで補っていかう」というメッセージを発信し、再生可能エネルギー日本一の山形県をつくっていく」ことを提案した。
- ・県は、昨年 3 月に「エネルギー戦略」を策定し、この中で 2030 年に原発 1 基分に相当する再生可能エネルギーを中心とする新たなエネルギー資源の県内での開発を目標として掲げている。
- ・「エネルギー戦略」に掲げる目標を実現するためには、県による先導的な取組みに加え、市町村や県民が一体となった取組みを促進する必要がある。
- ・また、県民の生命や生活上の安全・安心の確保を最優先に、東日本大震災における被災県の対応及び本県の被災地支援の対応の十分な検証を踏まえ、本県における大規模災害発生等に備え、より一層の防災対策が求められている。

2 提言内容

(1) 再生可能エネルギーへの県民の関わりを拡大する仕組みの確立

① 総合的なサポート体制の整備

- ・ 県は、主体性をもって家庭・事業所における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー設備等を導入するメリット等の情報を積極的に提供し、導入の計画段階から導入までに至る他県に先駆けた総合的なサポート体制の整備に取り組むこと。

② 県が先導する県民の参加につながる仕組みづくり

- ・ 県は、県民総ぐるみにより再生可能エネルギー導入の加速化を図るため、県自らが先頭に立って、省エネの一層の推進に加え、いわゆる「創エネ」に取り組むとともに、県民の参加につながる仕組みづくりを検討すること。

③ 地域における県民主体の再生可能エネルギー導入の取組みへの支援

- ・ 県は、自治会や市民団体などが主体となっていく、小水力発電など地域における再生可能エネルギー導入に向けた取組みを支援するため、具体的な手順等を明らかにしながら技術支援を始めとする支援を行う仕組みを構築すること。

(2) 地域資源の活用による再生可能エネルギー関連産業の振興

① エネルギーの地産地消の推進

- ・ 県は、蓄電池の技術開発や小水力発電設備の製造など、本県の持つ潜在的な技術力を活かせる分野において、エネルギーの「地産」の重点的な取組みを行うこと。

② 気象条件等に応じた再生可能エネルギーの導入・普及の加速化

- ・ 県は、現在進めているエリア供給システムの構築に必要な技術開発・実証事業の成果などを最大限に活用し、気象条件や自然条件等の地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入・普及の加速化を図ること。

③ 大規模事業の展開促進に向けた施策の拡充

- ・ 県は、風力発電、太陽光発電に加え、地熱発電について、導入に向けた方策を検討すること。
- ・ 国は、再生可能エネルギーの大規模事業展開を目指す地域における送電網の整備に対する支援について、より一層の充実を図ること。
- ・ 国は、現在、風力や地熱発電事業を支援している再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金の風力・地熱発電事業等支援事業の対象を、太陽光発電等にも拡大すること。
- ・ 国は、再生可能エネルギーの導入に際して課題となっている、農地法や森林法などの関係法令の規制緩和を図ること。

(3) 大規模災害発生に備えた防災対策の強化

① 市町村との連携強化

- ・ 県は、市町村における広域防災協定の締結状況や、避難所における情報通信手段の整備状況等の現状を的確に把握し、大規模災害発生時に対応できるよう、市町村への助言を強化するこ

と。

- ・ 県は、災害対策基本法の改正により、市町村機能が著しく低下した場合に県が市町村に代わって対応すると規定されたことを受け、初動要件を早急に検討するなど、必要な対策を講じること。
- ② 広域支援体制の整備の加速及び受援体制の整備推進
- ・ 県は、大規模災害発生時における地方自治体間の支援の枠組みが機能するよう、隣県等に積極的に提案するとともに、本県において大規模災害が発生した場合に備え、災害対策基本法の改正により規定された受援体制の整備に向けた計画策定を早急に進めること。
 - ・ 県は、県内空港を活用した広域医療搬送体制の整備を推進すること。
- ③ 耐震化対策の強化
- ・ 県は、緊急経済対策の財源を最大限活用し、現在、公立との格差が生じている私立学校や、自力避難が困難な障がい者等の利用している社会福祉施設のほか、災害時の避難施設等の耐震化対策を強化すること。
 - ・ 国は、私立学校や社会福祉施設等の耐震化の加速化が図られるよう、耐震化補助の拡充など対策を一層強化すること。

提言 2 産業の振興による雇用創出について

1 提言の背景・趣旨

- ・ 県は、山形大学工学部の有機エレクトロニクスや慶應義塾大学先端生命科学研究所のバイオ技術には長年にわたり多額の予算を投入して研究開発を支援してきている。これらの研究成果を産業化につなげていくことが喫緊の課題となっている。
- ・ 昨年7月には、関東自動車工業、セントラル自動車、トヨタ自動車東北の3社を統合してトヨタ自動車東日本株式会社が宮城県大衡村に設立されたことにより、部品や資材を東北地域から調達する可能性が高まり、本県の企業にとっても、新規取引の獲得や既存取引の拡大が大いに期待される。
- ・ 6次産業化の推進をはじめとする農林水産業を起点とした多様な経営の展開や多様な人材育成を図りながら、本県の基幹産業である農林水産業を強化し、所得向上につなげていく必要がある。
- ・ 成長産業分野や恒常的な人手不足の分野の人材育成を図りながら雇用創出につなげていく必要がある。
- ・ 県産品の市場拡大に向けては、メイドイン山形をいかに売り出していくかを研究していく必要がある。

2 提言内容

(1) 今後成長が期待できる分野での芽の伸長と人材育成・雇用確保

- ① 有機エレクトロニクスやバイオ技術を活用した産業化の促進
 - ・ 県は、本県がこれまでに力を入れてきた有機エレクトロニクスやバイオ分野における研究成果を産業化につなげていくため、それらの先端技術に対する知的財産管理までを含めた製品開発やビジネスモデルを提案できるコーディネーターチームを派遣するなど一層の推進体制を整備すること。
 - ・ 県は、平成26年の山形デスティネーションキャンペーン開始時までには、有機EL照明の東京駅や山形駅等における展示等が実現されるようJR東日本に働きかけること。
 - ・ 国は、成長が期待される有機EL照明の世界市場の獲得に向け、有機EL照明の低コスト化に向けた研究開発に集中的に国

家予算を投入すること。あわせて、有機EL照明の国際標準化に向け取組みを強化すること。

② 自動車関連産業における県内企業の取引拡大に向けた支援の強化

- ・ 県は、ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動車技術及び小型化・軽量化など、自動車メーカーの新たな動きをとらえて、新たなタイプの素材や部品の受発注取引などの情報提供体制の一層の充実やハイブリッド化等に対応した部品の開発、コスト削減等に向けた生産方式の高度化への支援を強化すること。
- ・ 県は、本県の地元企業と岩手県・宮城県・福島県の自動車関連企業とのマッチングを図るなど、共同受注による取引機会を拡大することや、本県地元企業と1次部品メーカーとの商談機会を数多く設定することで、サプライチェーンへの参入支援をすること。

③ 成長産業分野等を支える人材の育成・雇用確保

- ・ 県は、有機エレクトロニクスやバイオ技術、情報関連産業などの新たな成長産業分野や恒常的に人手不足となっている医療、介護、福祉分野において、大学・高等学校と企業との連携による効果的な人材育成に取り組むなど、戦略を明確にし、雇用の定着に向けた取組みを強化すること。

(2) 農林水産業を起点とする多様な経営展開等による雇用の創出

① 6次産業化による雇用創出のための支援強化

- ・ 県は、6次産業化による雇用創出を図るため、農林漁業者と中小企業者を結びつける仕組みをさらに充実させ、大規模な事業展開を目指す農林漁業者を育成すること。
- ・ 県は、国の農林漁業成長産業化ファンドなどを活用し、大規模な事業展開を目指す農林漁業者と加工・販売業者である食品メーカーなどを結びつける取組みを推進すること。

② 山形の6次産業化をリードする新商品づくりを支える研究・開発

- ・ 県は、県産果物の代表である「さくらんぼの佐藤錦・紅秀峰」、「ラ・フランス」、「シャインマスカット」などを活用し、大学、試験研究機関、民間企業と連携しながら、山形の6次産業化を

リードする食品加工技術の研究開発を推進すること。

③ 農業の担い手確保対策の強化

- ・ 県は、青年就農給付金制度の支援を受けた就農者の確実な独立・自営就農化に向けて、農業経営に対する相談対応や指導できる農家の斡旋等を含めて、人・農地プランの作成主体である市町村をリードし一層強力に支援すること。
- ・ 県は、農業生産法人設立の成功事例の周知を図るなど、農業生産法人の設立を加速させる施策を強化すること。
- ・ 国は、営農定着には継続的で安定した支援が必要なことから、新規就農者や農林漁業経営体を育成するための長期的・安定的な支援施策の充実を図ること。

(3) 県産品の市場拡大に向けた支援体制の強化

① 県産品の市場拡大を図るための県内空港の活用

- ・ 県は、農産物を含む県産品の市場拡大を図るため、山形空港から貨物輸送が可能となるよう機材の大型化に向けた旅客需要の拡大への取組みや県内空港から県産品を輸送する際の費用の一部負担の検討を行い、空港を活用した輸送体制の整備を進めること。

② 県産品愛用運動のさらなる展開、強化

- ・ 県は、「山形県中小企業振興条例」の趣旨を踏まえ、県内企業が供給する完成品のみならず、原材料や部品も対象として県産品が幅広く流通されるよう、供給者と消費者の双方にメリットがある仕組みを構築していくとともに企業間の取引支援も強化すること。
- ・ 県は、東京のアンテナショップの機能強化を図り、県産品の販売を促進すること。

③ 海外における販路拡大

- ・ 県は、海外における現地事務所による訪問活動や情報収集、観光誘客に向けた市場調査等の活動を一層活発化させ、海外における販路拡大を図ること。

さらには、成長著しいASEAN諸国に対しても輸出拡大に向けた取組みを強化すること。

提言3 人口減少社会への対応について

1 提言の背景・趣旨

- ・ 昨年1月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された人口推計によれば、日本の人口は今後50年間で約3分の2に減少し、高齢化率は約40%に上昇すると見込まれている。
- ・ 平成19年に戦後初めて120万人を下回った本県の人口は、ほぼ毎年9千人を超えるペースで減少しており、同研究所によれば、平成42年には97万9千人にまで落ち込むと推計されている。
- ・ 少子高齢化を伴った急激な人口減少により、このままでは周辺部では、地域のバス路線の廃止、除雪の人手不足、地域コミュニティの崩壊など地域における深刻な事態に陥ることが懸念されており、思い切った行政施策の見直しが必要となっている。
- ・ 一方、更なる少子化の進行を食い止めるため、結婚支援策の強化、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの推進を今後とも継続していく必要がある。

2 提言内容

(1) 人口減少社会への対応

① 人口減少社会における本県の将来像の提示と将来を見据えた施策の展開

- ・ 県は、平成24年に山形大学本部直轄の組織として設立された東北創生研究所等と連携するなどして、人口や世帯数の都道府県別の将来推計と、その他の統計データとを総合した将来予測をもとに、地域社会のグランドビジョンを構築し、その実現に向けた総合的な施策を展開すること。
- ・ 国は、人口や世帯数の将来推計をベースに詳細な分析を行い、日本全体の各地域の将来の姿を提示すること。

② 選択と集中の視点による社会資本の整備

- ・ 県は、既存の公共施設について、利用度合いなどから導かれる優先順位に基づいて更新を行うとともに、現在橋梁などの道路施設で実施している長寿命化対策を他の公共施設にも導入し、予防保全型の施設管理を徹底すること。
- ・ 県は、選択と集中の視点を持って、人口減少に対応した真に

必要な社会資本の整備を行うこと。

③ 行政サービスの広域化

- ・ 県は、限られた人材や財源といった行政資源を効率的に活用するため、複数の自治体で取り組まれている行政事務電算処理の共同アウトソーシングなどに見られるような事務の共同化を県内市町村と連携して推進し、コストの削減や業務の効率化につながる行政サービスの広域処理化を推進すること。

(2) 結婚支援策の充実及び安心して子育てができる環境づくり

① 結婚支援策の一層の充実

- ・ 県は、現在村山地域にしかない結婚支援の拠点施設を県内4ブロックに展開を拡充し、お見合い支援の充実を図るとともに、各地域の結婚支援組織の役割の調整と連携強化により効率的な結婚支援の推進を図ること。
- ・ 国は、人口減少が国の活力に直接影響するものであることから、市町村や県が行っている出会いから結婚までを支援する取り組みなどに対して積極的に支援するとともに、結婚機運の醸成を強力に推し進めること。

② 安心して子どもを産み育てられる環境の一層の整備

- ・ 県は、平成27年度から始まる新たな子ども・子育て支援制度に基づき、市町村が取り組む事業計画策定を強力に支援すること。特に、学童保育機能を併せ持つ小規模保育が制度開始時から円滑に実施することができるよう、地域の実情に応じた子育て環境の整備をより一層推進すること。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 県は、山形県中小企業振興条例を踏まえて開催される意見交換会を活用するなど、中小企業者から子育て環境における課題について生の意見を聴いて施策に反映させることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ること。

(3) 地域に残り、地域を支える人づくりの推進

① 郷土に誇りを持てる教育の充実

- ・ 県は、子どもたちが郷土に愛着を持ち、将来にわたって山形に住み暮らし続けるよう、地域の産業や文化等の素晴らしさを学ぶ機会の充実を図るとともに、地域貢献活動への取り組みなど

により、子ども自らが地域を支える主体であることを認識できる機会を増やすこと。

② 地域社会に根差す若者の育成

- ・ 県は、高校の再編整備を進めるにあたっては、地域ごとの分野別のニーズをより詳細に把握することにより、将来の地域社会や産業の担い手となる人材を各地域において確保できるよう配慮すること。
- ・ 県は、地域における若者の活躍の場を増やし、低下しつつある地域コミュニティ機能の維持・向上が図れるよう、若者が行なう地域活動の紹介、若者の活動に対する支援を行うこと。

③ 安定的に地域に各種サービスを提供できる体制づくり

- ・ 県は、今後深刻な人材不足が予想されている看護・介護分野における就労者を確保するため、中学生や高校生に福祉・介護の仕事の魅力を紹介する事業、職場への定着推進のための各種研修会の開催等を拡充すること。特に、看護分野においては、生まれ育った地元への定着が高まる取組みを一層進めること。
- ・ 県は、働く意欲のある高齢者、出産・子育てで離職した女性などが安心して働けるよう、高齢者の新たな就業機会の拡大につながる取組みや、職業キャリアを中断された女性を対象にした職業訓練の実施などの支援を更に強化すること。
- ・ 国は、地域間での医師偏在解消につながる誘導策や看護師等の勤務環境の改善対策など、医師確保及び看護、介護分野における人材の確保に向けた施策の一層の充実を図ること。